

熊本県公報

第 1 1 7 7 3 号 平成 21 年 1 月 20 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

0	漁	古 船	保	険	亦義	務	加	入	に	係	る	指	定	漁	船	調	書	の	縦	覧	(棚	底	加	入	区)		()	<u> </u>	-	<u>⊢</u> +∞	4/3	· 💠 `	١	1
0				- 年現																										过 1⁄	さ 4	又 仮	総	室))	1
	·· 都	市	· 計空	画	· 法気	第	 36 観	 条	第	3	項	・・ の	· 規:	 定	 に	 基	づ	· · ·	開	·· 発	 行	·· 為	.. 工.	· 事	(₎ 完	農了	村公	計告	画	• <u>‡</u>	~ , ,	(建	築	課課課)	1 5 5
0	政政	治治治治	資資資	金金金	規規規	正正正正	法法法	ののの	規規	定定	にに	基基	づづ	<	政政	治治	寸 寸	体体	のの	名名	称称	等等	の の	公公	表表			(選	挙管	新理 ルルル	里委 ! !	員	.会;)))	8 9 9
0	政政	治治	資資	金金金域	規規	正 正	法法	のの	規規	定定	にに	基基	づづ	<	政政	治治	寸 寸	体体	のの	名名	称称	等等	の の	公公	表表			((医漏	ガルが	, , , y 安策	: 総	· · 室)))	10 10 10 11

告 示

熊本県告示第37号

流船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
 - 棚底加入区
- 2 発起人の住所及び氏名

 天草市倉岳町棚底 2 8 9 4 番地 1
 蛭子本臣偵

 天草市倉岳町棚底 2 4 7 0 番地
 中本 厚生

 天草市倉岳町棚底 1 9 5 6 番地 9
 松本 茂一

- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
- 倉岳町漁業協同組合
- 4 縦覧期間

平成21年1月20日から平成21年2月3日まで

5 縦覧場所

倉岳町漁業協同組合

公 告

熊本県公告第25号

平成21年度において治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者を把握するため、別表1又は別表2に定める技術者に該当する者を有し、治山・林道事業に係る測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務448の指名と62年3日まれたい。

平成21年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 対象者

平成21年度熊本県競争入札参加資格を有する者(熊本県土木部監理課登録)又は同資格を有する見込みのある者であって、平成20年度及び平成21年度治山・林道事業

の業務委託に係る指名競争入札参加希望者調査において、該当する技術者を有することが確認済みの者(以下「確認者」という。)以外の指名を希望する者。ただし、確認者であっても平成21年度に業務等の拡大を希望する者は、対象者とする。

提出方法

持参又は郵送 (簡易書留によること。)

- 提出期限
 - 平成21年2月10日 (郵送の場合は、平成21年2月10日消印有効)
- 提出先
 - (1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産 部農村計画·技術管理課技術管理室
 - (2) 郵送の場合

〒862-8570 (県庁専用郵便番号) 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部課農村計画・技 術管理課技術管理室

提出書類及び部数 5

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務の委託に係る指名競争入札参加 希望者調査表(別記第1号様式)	1 部
2	技術者経歴書 (別記第2号様式)	1 部
3	測量・設計等実績調書(別記第3号様式)	1 部
4	資格の登録を証する書面の写し	1 部
5	切手を貼付した返信用封筒	1 部

- 結果通知 6
 - 平成21年3月10日までに文書で通知する予定。
- 問い合わせ先
 - 熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室 電話096-333-2467
- その他 8
 - 様式等については、県庁ホームページから入手できる。

技術者該当区分(治山事業関係) 別表 1

(1) 側里耒務	
技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上ある者
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が 3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上あ る者

(2)設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士(森林土木部門)の登録を受けた者
	2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関す
	る実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当す
	るもの
	(1) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた後、森林土木部門の
	職務に従事した期間が12年以上ある者
	(2)学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令によ
	る大学において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業)
	を修めて卒業した者(以下「大学卒」という。)であって、卒業
	後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者
	(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令に
	よる専門学校において、土木に関する課程(土木、農業土木又は

	林業)を修めて卒業した者(以下「専門学校卒」という。)であ
	って、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あ
	る者
	(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学
	校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木
	(土木、農業土木又は林業)の知識及び技術を有していると認め
	られる者(以下「高等学校卒」という。)であって、卒業(上記
	学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後森林土
	木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者
主任技師	設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、か
	つ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者であって、次の各号
	のいずれかに該当するもの
	(1) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた後、森林土木部門の
	職務に従事した期間が8年以上ある者
	(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が
	18年以上ある者
	(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期
	間が23年以上ある者
	(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期
	間が27年以上ある者
技師 A	設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、か
	つ、治山に関する実務経験が通算4年以上ある者であって、次の各号
	のいずれかに該当するもの
	(1) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた後、森林土木部門の
	職務に従事した期間が4年以上ある者
	(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が
	13年以上ある者
	(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期
	間が17年以上ある者
	(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期
	間が27年以上ある者
	<u> </u>

(3) 現場技術業務

(3) 况场仅例	未 份
技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	1 技術士(森林土木部門)の登録を受けた者
	2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、森林
	土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者で、治山に関する
	実務経験(治山工事における現場代理人の経験を含む。)が4年以
	上あるもの
	3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、治
	山に関するの実務経験が4年以上ある者であって、次の各号のいず
	れかに該当するもの
	(1) 林業技士の登録(森林土木部門)を受けた者
	(2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 又は旧大学令によ
	る大学において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業)
	を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する13
	年以上の実務経験を有する者
	(3)短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令に
	よる専門学校において、土木に関する課程(土木、農業土木又は
	林業)を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関す
	る17年以上の実務経験を有する者
	(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学
I	

校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木 の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業(上 記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後森林 土木部門に関する20年以上の実務経験を有する者

別表 2 技術者該当区分(林道事業関係) (1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間 が3年以上ある者
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期 間が3年以上ある者

(2) 設計・コ	ンサルタント業務
技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士(森林土木部門)の登録を受けた者
	2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、次の各号のいずれ
	かに該当するもの
	(1) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた後、森林土木部門の
	職務に従事した期間が12年以上ある者
	(2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 又は旧大学令によ
	る大学において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業)
	を修めて卒業した者(以下「大学卒」という。)であって、卒業
	後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者
	(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令に
	よる専門学校において、土木に関する課程(土木、農業土木又は
	林業)を修めて卒業した者(以下「専門学校卒」という。)であ
	って、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あ
	る者 (4) 学校教育社会 5 元 京
	(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学
	校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木
	(土木、農業土木又は林業)の知識及び技術を有していると認め られる者(以下「高等学校卒」という。)であって、卒業(上記
	られる有(以下「高寺子校平」という。」であって、平業(上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後森林土
	本部門の職務に従事した期間が32年以上ある者 大部門の職務に従事した期間が32年以上ある者
). In 14 hr	
主任技師	設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次
	の各号のいずれかに該当するもの (1) ***********************************
	(1) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた後、森林土木部門の
	職務に従事した期間が8年以上ある者
	(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18年以上ある者
	10年以上の3年 (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期
	間が23年以上ある者
	個が23年以上の3年 (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期
	間が27年以上ある者
++ b= A	
技師 A	設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次
	の各号のいずれかに該当するもの (1) #### (本# 本# # 20 10 10 10 10 10 10 10
	(1) 林業技士(森林土木部門)の登録を受けた後、森林土木部門の 際窓に従東した期間が4年以上なる老
	職務に従事した期間が4年以上ある者

- (2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13年以上ある者
- (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期 間が17年以上ある者
- (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴	
管理技術者	1 技術士(森林土木部門)の登録を受けた者	
	2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、森	袜林
	土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者	
	3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、	カゝ
	つ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号にいずれ	, カ ゝ
	に該当するもの	
	(1) 林業技士の登録(森林土木部門)を受けた後、森林土木部門	に
	関する4年以上の実務経験を有する者	
	(2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。) 又は旧大学令に	によ
	る大学において、土木に関する課程(土木、農業土木又は林業	į)
	を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する1	3
	年以上の実務経験を有する者	
	(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令	こに
	よる専門学校において、土木に関する課程(土木、農業土木又	は
	林業)を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関]す
	る17年以上の実務経験を有する者	
	(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等	学
	校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土	:木
	の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業((上
	記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後森	袜林
	土木部門に関する20年以上の実務経験を有する者	

熊本県公告第26号

一都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 人吉市浪床町字切通2990番1、同2990番9、同2990番10、同2990 番11及び同2990番12
- 1,534.36平方メートル 2 許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 人吉市浪床町3182番地1 丸尾 政喜

熊本県公告第27号

次のとおり一般競争入札に付する。 平成21年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称

天草空港気象観測業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 委託期間
 - 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 天草市五和町城河原地内(熊本県天草飛行場)

(5)入札金額

入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。 なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消 費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積 もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。

最低制限価格の設定 (6)

本競争入札には、最低制限価格を設けている。

(7)その他

> 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙 入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している 者は、電子入札によるものとする。

本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参 加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (1)(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、 入札参加資格を有すると決定された者であること。 なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこ

と。 審査申請の受付期間 で つっから平成2 公告の日から平成21年1月27日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前8時3 0分から午後5時までに提出すること。

ただし、受付期間終了後も入札執行の日時まで随時受け付けるが、この場合には、 資格審査が入札に間に合わないことがある。

審査申請書の提出先及び問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1 電話番号

申請の方法

要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵 送により提出すること。

なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県のホームページの「申請 書様式ダウンロード」のページで確認することができる。

- 気象に関する基礎的知識を有すること。 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っ (3)た者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受 けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っ た者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受 けていること
- 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名 (5)停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でな
- 入札参加のための確認申請

本競争入札に参加を希望するものは、2の(2)~(5)に示す要件をみたしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認 められた者は本競争入札に参加することができない。

提出方法及び提出場所 (1)

電子入札システムによる入札参加の場合 申請書等を電子入札システムにより提出すること。 なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参 又は郵送 (書留郵便に限る。) することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。 紙入札方式 (書面による入札をいう。以下同じ。) による入札参加の場合

- 申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。 なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2)提出期間

告示の日から平成21年2月3日(火)午後5時30分まで(閉庁日を除く。) に提出すること

確認結果の通知 (3)

確認の結果は、 「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。

- 入札執行の日時、場所等
 - (1)契約条項を示す場所

熊本県土木部港湾課管理係(県庁行政棟本館12階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 電話番号 096-333-2515 ファックス番号 096-387-2461

委託業務仕様書等 (2)

閲覧(交付)の期間

公告の日から平成21年2月9日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時3 0分から午後5時までとする。

閲覧(交付)の場所

電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情 報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。

(3)入札の日時及び場所

電子入札システムによる入札

3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成21年2月9日(月) 午後5時までに入札すること。

紙入札方式による入札

平成21年2月10日(火)午後1時30分 (ア) 日時

熊本市水前寺六丁目18番1号 場所

熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室

開札の日時及び場所 (4)

4の(3)のイに同じ。

再入札 (5)

開札後、落札者がない場合は再入札を行う。

再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通 知を受けた日時から、平成21年2月10日午後2時30分までに電子入札システ ムにより入札すること。

入札方法等 5

(1)入札方法

電子入札システムによる入札の場合

4の(3)のアの日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。 ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書提出 日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に 提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式により入札す ることができる。

紙入札方式による入札の場合

別に定める「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提

出すること。ただし、代理人をして入札するときは、別に定める委任状を入札書と同時に提出

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年2月9日(月)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。 (ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委 託業務の名称」及び開札日時を朱書きすること

再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び 「開札日時」を朱書きし、同封すること。

(2)開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。

ただし、紙入札方式により入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ てこれを行う。

入札の回数

入札回数は2回までとする。 なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式に より入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものと みなす。 また、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することは

できない。

落札者の決定方法

本競争入札は最低制限価格を設けているため、予定価格の制限の範囲内の価格で 最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって入 札した者を落札者とする

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札シス テムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

競争入札に参加する資格を有しない者のした入札 T

紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札 イ

紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又 オ は2人以上の代理をした者の入札

紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のIC カードを使用して提出された入札

民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札 コ 執行者が認めた場合の入札

明らかに連合によると認められる入札

その他入札に関する条件に違反した入札

- 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公 (6) 正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加さ せず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7)入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- その他

委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契 約等) 運用基準の規定を準用する。

- 契約の締結
 - (1)契約書作成の要否

- 落札者からの契約締結の申出期限 (2)落札者決定の日から7日以内とする。
- 入札保証金及び契約保証金
 - (1)入札保証金

免除する。

契約保証金 (2)

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分 の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに 該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。

契約しようとする者が、過去2年間の間に国又は地方公共団体とこの入札に付す る事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これら全てを誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

- その他
 - 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 (1)日本語及び日本国通貨とする。
 - 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設 立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成21年1月20日

> 熊本県選挙管理委員会 委員長 田憲 保

政党

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
自由民主党宇城市支部	守田 憲史	平江 和代	宇城市小川町江頭38番地5

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
清田克彦後援会	清田 克彦	清田 林二	玉名郡玉東町上白木525-1
きら清一後援会	吉良 清一	後藤 長谷男	阿蘇郡南阿蘇村両併2015
藤本たかひで後援会	林田 敏夫	阿蘇品 幸博	山鹿市山鹿417番地13
宮内道則後援会	高峰 博美	白坂 次義	葦北郡芦北町白岩1095-1

熊本県選挙管理委員会告示第7号政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届 出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表

平成21年1月20日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

政党の支部

以元の文印							
政治団体の名称	異動事項	内容					
政行団体の石が		新	旧				
	国会議員関係政治団体の	法第19条の7第1項第1号に係	国会議員関係政治団体以外の政治				
自由民主党熊本県第一選挙区支部	区分	る国会議員関係政治団体	団体				
		衆議院議員					
	国会議員関係政治団体の	法第19条の7第1項第1号に係	国会議員関係政治団体以外の政治				
自由民主党熊本県第三選挙区支部	区分	る国会議員関係政治団体	団体				
	(公職の種類)	衆議院議員					
	国会議員関係政治団体の	法第19条の7第1項第1号に係	国会議員関係政治団体以外の政治				
自由民主党熊本県第四選挙区支部		る国会議員関係政治団体	団体				
	(公職の種類)	衆議院議員					

その他の政治団体				
政治団体の名称	異動事項	内容		
本 自却十 <u>级</u> 经入	ナとフェッニのエケル	新	旧 終大士団座1 19 7	
蒲島郁夫後援会	主たる事務所の所在地	熊本市長嶺東2-40-16	熊本市国府1-13-7 下益城郡城南町下宮地733番地	
小林佳之後援会	主たる事務所の所在地	6	一位	
	国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体以外の政治	
坂本てつし後援会	の区分	る国会議員関係政治団体	団体	
	広職の候補者の氏名 - 及び公職の種類 -	坂本 哲志 衆議院議員		
	国会議員関係政治団体	法第19条の7第1項第1号に係	国会議員関係政治団体以外の政治	
	の区分	る国会議員関係政治団体かつ法第		
ヤナマ ヘト たまき 7 人		19条の7第1項第2号に係る国		
坂本てつしを支える会	(八啦の番類)	会議員政治団体		
	(公職の種類)	衆議院議員		
	- 公職の候補者の氏名 - 及び公職の種類 -	坂本 哲志 衆議院議員		
	国会議員関係政治団体		 国会議員関係政治団体以外の政治	
	の区分	る国会議員関係政治団体		
新熊本政経研究会	公職の候補者の氏名 -	野田 毅		
	及び公職の種類	衆議院議員		
	主たる事務所の所在地	熊本市健軍1-37-6	熊本市江津2-29-25	
	国会議員関係政治団体	法第19条の7第1項第1号に係	国会議員関係政治団体以外の政治	
	の区分	る国会議員関係政治団体かつ法第		
新世代政策研究会		19条の7第1項第2号に係る国		
利巴八以來切九云		会議員政治団体		
	(公職の種類)	衆議院議員		
	公職の候補者の氏名 -	木原 稔		
	L及び公職の種類 _	衆議院議員		
	政治団体の名称	つどめ和子後接会	津留和子後接会	
つどめ和子後援会	主たる事務所の所在地	上天草市大矢野町中9769-1		
	代表者	園和治	中田稔	
	会計責任者	森 奈穂子	丸岡 正昭	
中島たかとし後援会	国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体以外の政治	
	の区分	る国会議員関係政治団体かつ法第		
		19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体		
	(公職の種類)	云 職 貝 夾 石 凹 平 衆 議 院 議 員		
	「公職の種類)			
	及び公職の種類] 宋		
	国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体以外の政治	
ETHALL OA	の区分	る国会議員関係政治団体	団体	
野田たけしの会		野田毅		
		衆議院議員		
早川英明後援会	代表者	松村 鎭雄	河添 恭輔	

熊本県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成21年1月20日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

政党		
政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
自由民主党熊本県第一支部	山鹿市津留2222	平成20年12月26日
その他の政治団体		
政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
魚住汎英後援会	菊池市隈府274番地	平成20年12月1日
鎌倉孝幸後援会	熊本市花立3丁目15番25号K・BLD内	平成20年12月24日
熊本内航海運泉信也後援会	上天草市松島町合津無番地	平成20年12月10日
相良村を明るくする会	球磨郡相良村柳瀬94-3	平成20年12月1日
すえひろ会	菊池市隈府274番地	平成20年12月1日

熊本県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団 体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表す

平成21年1月20日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
清田 克彦	町村長	清田克彦後援会	玉名郡玉東町上白木525-1	清田 克彦
吉良 清一	町村長	きら清一後援会	阿蘇郡南阿蘇村両併2015	吉良 清一

熊本県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のと おり公表する。 平成21年1月20日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届			H 60 to 67	内容	
項の異動届を提出 者	1した公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
甲斐 利幸	町村長	甲斐利幸後援会	主たる事務所の所在地	上益城郡山都町浜町172-1	上益城郡山都町御所432-1
坂本 哲志	衆議院議員	坂本てつしを支える会	の区分 (公職の種類) (公職の候補者の氏名 し及び公職の種類	る国会議員関係政治団体かつ法第 19条の7第1項第2号に係る国 会議員政治団体 衆議院議員 坂本 哲志 衆議院議員	
木原 稔	衆議院議員	新世代政策研究会	国会議員関係政治団体 の区分 (公職の種類) (公職の候補者の氏名		
中島 隆利	衆議院議員	中島たかとし後援会	の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 会議員政治団体 衆 中島 隆利 衆議院議員	

熊本県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表す る。

平成21年1月20日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届 2 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
鎌倉 孝幸 男	具知事	鎌倉孝幸後援会	熊本市花立3丁目15番25号K・BL	鎌倉 孝幸

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催します。 なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成21年1月20日

天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成21年1月21日(水)

午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本県天草市今釜新町3530

熊本県天草地域振興局 会議棟2階大会議室

3 議題

- (1) 救急病院の更新について
- (2)新型インフルエンザ対策について
- (3)健康危機管理時における栄養・食生活支援連携事業について
- (4) その他
- 4 非開示事項
 - 上記議題のうち、(1)の「救急病院の更新について」

理由

医療法人等又は医業を営む個人に関する情報であって、公にすることによって当該 法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると 認められるため。

5 傍聴者の定員

10人

- 6 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう え事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問い合わせ先

熊本県天草市今釜新町3530

熊本県天草地域保健医療推進協議会事務局(熊本県天草保健所総務企画課) (電話 0969-23-0172)